

中古商品自動車に係る自動車税
(種別割)の減免について

お知らせ

自動車税(種別割)減免対象について

展示されている中古商品車が減免対象です。

【減免対象外となる車両】

代車、車両搬送用トラックその他業務に使用される車両、軽自動車、
新規登録車両(中古を含む)、家族・社員等が使用する車両

※ 査定協会で証明を受けた全ての車両が減免になるとは限りません。自動車税事務所
による書類審査や現地調査等の結果、減免にならない場合もあります。

申請期限について

申請期限：令和4年5月31日(火)※郵送申請可(消印有効)

※6月1日(水)以降の申請は、いかなる理由でも受け付けません。

自動車税(種別割)の納期内納付について

減免申請車両を含めて納税義務のある全ての車両について、自動車税(種別割)
を納期限(令和4年5月31日)までに納税することが必要です。

納税義務のある車両1台でも未納又は納期限後の納税があった場合、減免申請
した全ての車両の自動車税(種別割)の減免について、不承認となります。

※古物営業許可の確認について

古物営業法の改正により、令和2年3月31日以前の交付の場合、同日までに、
「主たる営業所等届出書」を提出していないと、令和2年4月以降は、古物商許可が
失効しています(減免申請の対象外となります)。詳細については、管轄の警察署へ
お問い合わせください。

現地調査について

申請内容を確認するため、査定協会と自動車税事務所が申請者の店舗等を
訪問し、中古商品自動車の展示状況等を確認します。

調査により、次の事例に該当する申請車両の減免は、承認できません。

《減免対象外となる事例》

- ・代車や積載車などの社用車、家族や社員の私用車に使われている。
- ・車両の存在が確認できない。
- ・プライスボードの設置がない。

※その他の減免要件については、別紙を御確認ください。

中古商品自動車に係る自動車税(種別割)の減免について

(群馬県県税条例第161条の2に規定する減免)

1 減免される税額

中古商品自動車で要件を満たすものは、申請により自動車税(種別割)の年税額の12分の3に相当する額が減免できます。納税義務のある全ての自動車税(種別割)を納期限内納税いただき、承認後に減免額が還付されます。

※4~6月に廃車された車両については、月割税額が減免されます。

2 減免となる自動車の要件

賦課期日(4月1日)現在で次の全ての要件を満たしていることが必要です。

①道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されていること。

②古物営業の許可を受けている中古商品自動車販売業者が商品として所有かつ展示していること。

※以下の理由により、車両が展示できない場合でも、減免になります。

- ・修理中のため展示できない車両
- ・やむを得ない合理的な理由から、展示場以外の置場に駐車されている車両
- ・オークション会場に搬送済みの車両

③道路運送車両法第4条の自動車登録ファイルに登録されている所有者及び使用者ともに、申請者である販売業者と同一の名義であること。なお、その名義は古物営業法第3条第1項の規定により古物営業の許可を受けている古物商許可証の名義と同一であること。(古物商許可証の名義が法人であれば法人名義、個人であれば個人名義)

●減免対象外の車両について

- ・代車、車両搬送用トラックその他業務に使用される車両
- ・道路運送車両法第8条に規定する新規登録車両(取得時に新規登録された車両は、その後に継続検査を受けても減免対象になりません。)
- ・家族・社員等が使用する車両
- ・軽自動車

※最終的に販売に至る車両でも、現状において中古商品として展示されていることが必要です。

3 減免となる申請者(販売業者)の要件

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

①古物営業法第3条第1項の規定により古物営業の許可を受けていること。

古物営業許可の確認について

古物営業法の改正により、令和2年3月31日以前の交付の場合、同日までに、「主たる営業所等届出書」を提出していないと、令和2年4月以降は、古物商許可が失効しています(減免申請の対象外となります)。詳細については、管轄の警察署へお問い合わせください。

②減免申請を行う車両だけではなく、納税義務のある全ての車両について、自動車税(種別割)を納期限(令和4年5月31日)までに完納していること。1台でも未納又は納期限後納付があった場合は、申請車両全部の減免が承認されません。

③地方税に係る法令の規定により罰金以上の刑に処せられ又は国税犯則取締法の規定により通告処分を受けた者は、その年度の賦課期日(4月1日)において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

④県税の滞納処分(差押・参加差押・交付要求)を受けた者については、その年度の賦課期日(4月1日)においてその滞納処分日から2年を経過していること。滞納処分の起算日は、滞納処分に係る処分を解除すべき日又は公売処分に係る換価代金の配当期日です。

4 減免申請の手続

令和4年5月1日に令和4年度自動車税(種別割)の納税通知書を発送しますので、**納期限(令和4年5月31日)までに自動車税事務所又は最寄りの行政県税事務所の窓口で申請**をしてください。
郵送申請の場合は、納期限の消印まで受け付けますので、自動車税事務所あてに必要な書類を郵送してください。また、申請書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
なお、納期限後の受付はできませんので、十分に御注意ください。

5 減免申請に必要な書類

- ①「自動車税(種別割)減免申請書(中古商品自動車)」(※登録番号順に御記入ください。)
申請書に必ず一般財団法人日本自動車査定協会(査定協会)の証明印を受けてから御提出ください。査定協会では、申請車両が賦課期日(4月1日)現在に商品であることを証明します。
(一財)日本自動車査定協会群馬県支所
所在地：前橋市野中町 564(群馬県自販会館内) TEL：027-261-6331/FAX：027-261-6337
※査定協会の証明申請受付期間………令和4年4月1日～4月30日
- ②申請車両の当該年度自動車税納税通知書の写し(※申請書に記入した順に整理してください。)
- ③古物営業法第5条第2項に規定する古物商許可証の写し(全ページ)
- ④賦課期日(4月1日)後、申請書を提出するまでの間に申請車両が売却その他の処分により申請者の所有する商品でなくなった場合は、当該売却その他の処分の事実を証する書面(移転登録後の車検証の写し、抹消登録証明書の写し等)
※なお、申請後、売却その他の処分により、申請車両が申請者の所有する商品でなくなった場合においても、同様にその事実を証する書面を御提出ください。

6 承認・不承認の通知

審査結果は、申請者あてに7月末に郵送します。(減免額の還付は8月末の予定です。口座振替申込書の御提出により指定口座に振り込み可能です。)
なお、**申請車両について中古商品自動車としての展示状況等を確認するため、申請者の店舗等を訪問する場合があります**ので、予め御了承ください。

7 注意事項

虚偽の申請があったと認められる場合には、申請のあった全ての車両について不承認とするとともに、その旨を査定協会に通知します。

問い合わせ先
〒371-8507 群馬県前橋市上泉町 397-5
群馬県自動車税事務所 課税第一係
TEL：027-263-4343/Fax：027-261-5931